

福岡県安全運転医療連絡協議会会則

第1条【名称】

この会議の名称は「福岡県安全運転医療連絡協議会」とし、以下、本会議と称する。

第2条【事務局】

本会議は、事務局を産業医科大学リハビリテーション医学講座内に置く。

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

Tel 093-691-7266, Fax 093-691-3529, E-mail reha@mbox.med.uoeh-u.ac.jp

第3条【目的】

1. 福岡県内の医療施設や指定自動車学校の関係者が一堂に会して、患者や高齢者の認知機能や身体機能と自動車運転にかかわる取り組みの実践や研究・教育に関する情報交換や討議を行い、患者や高齢者の適切な運転と社会的安全性確保に貢献する。
2. 会議のテーマに応じて関係する行政関係者（福岡県警本部または運転免許試験場、福岡県庁担当部署など）に情報提供を依頼し、医療施設、指定自動車学校、行政関係者との連携をはかる。

第4条【事業】

本会議の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1) 原則として年2回本会議を開催する。
本会議は、研修会、連絡会（情報提供など）、協議会から成る。
- 2) 原則として年2回幹事会を開催する。
- 3) その他、本会議の目的を達成するための事業を行う。

第5条【会員構成】

本会議は下記の会員をもって構成する。

- 1) 正会員 福岡県内の医療・福祉施設、指定自動車学校、および関係する企業や団体で、本会議の趣旨に賛同し入会した施設またはその部署とする。
入会した施設または部署に所属する個人も会員と同等と見なすが、協議会で議決を要する際は、施設または部署で1票とする。

- 2) 賛助会員 本会議の目的に賛同して、賛助するために入会した施設（企業や団体も含む）または部署とする。
入会した施設または部署に所属する個人も会員と同等とみなすが、議決に参加することはできない。
- 3) 臨時会員 本会議に出席を希望し参加費を支払った者とする。ただし、議決に参加することはできない。

第6条【入会・退会】

1. 正会員として入会を希望する施設または部署は、所定の入会申込書を提出し、会長は入会の認定を行い、幹事会で承認を受け、協議会に報告する。
2. 賛助会員として入会を希望する施設（企業や団体も含む）または部署は、所定の入会申込書を提出し、会長は入会の認定を行い、幹事会で承認を受け、協議会に報告する。
3. 臨時会員は、会場受付にて所属と氏名を記入し参加費を支払えば臨時会員と見なす。
4. 会員は、事務局に連絡することで、任意に退会することができる。

第7条【年会費】

1. 正会員の年会費は1,000円とする。
2. 賛助会員の年会費は10,000円とする。

第8条【役員】

1. 本会議は下記の役員を置く。

1) 顧問 若干名

顧問は、幹事会や協議会で助言することができるが、議決権はない。

顧問は、本会議の発展に貢献し、会長が推薦し、幹事会にて承認され、協議会で承認された者とする。

顧問は会長が委嘱し、任期は定めない。

2) 会長 1名

会長は本会議の企画・運営を統括する。

会長は、幹事会にて指名され、協議会で承認された者とする。

任期は2年で再任は妨げない。

3) 副会長 若干名

副会長は、会長を補佐して本会議の企画・運営を統括する。

副会長は、会長が推薦し、幹事会にて承認され、協議会で承認された者とする。

副会長は会長が委嘱し、任期は2年で再任は妨げない。

4) 幹事 10～20名

幹事は、幹事会を構成し、本会議の企画・運営を執行する。なお、本会議の事務局運営事務を管轄する代表幹事2名を配置する。

幹事は、会長または幹事が推薦し、幹事会にて承認され、協議会で承認された者とする。

幹事は会長が委嘱し、任期は2年で再任は妨げない。

2. 協議会の議決に際し、会長、副会長、幹事は施設や部署にかかわらず、個人として議決権1票を有するものとする。
3. 役職者はやむをえない事情で本会議に参加できない場合は代理を指名することができる。
4. 役員は、幹事会の決議によって退任することができる。

第9条【運営】

- 1) 本会議には、顧問、会長、副会長、幹事、会員が参加し、会長が講演・研究報告、連絡会、協議会などを統括する。
- 2) 運営事務は代表幹事が行い、年度最初の幹事会と協議会で前年度の活動、収支、今年度活動計画を報告する。
- 3) 幹事会は、顧問、会長、副会長、幹事によって構成され、原則として本会議開催前に開催し、役員、企画・運営、経理および必要な事項を審議する。なお、適宜メール審議等に置き換えることができる。
- 4) 幹事会の議長は会長が務め、出席した副会長および幹事の半数以上の賛成で議決できる。幹事会の議決事項は協議会で正会員へ報告または承認を得る。
- 5) 協議会の議長は会長が務め、出席した会長、副会長、幹事および正会員の半数以上の賛成で議決できる。

第10条【会計】

本会議の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第11条【会則変更】

本会議の会則は、幹事会で審議し承認の後、協議会で半数以上の賛成により変更することができる。

<付則>本会議会則は、2017年3月15日に制定し、4月22日より施行する。

本会議会則は、2024年4月13日に改定し施行する。